

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：相楽中部消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.9%
全職員	63.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	77.8%
1～5年	89.8%

【説明欄】

- ・当消防組合では、職員給与において男女の差異はありません。
- ・表中一方の性別の職員が存在せず比較ができない欄については、【—】で表示しています。
- ・「任期の定めのない常勤職員」における女性職員の割合は、令和7年3月31日時点で2.29%であり、勤続年数10年以下の職員が10割を占めています。
- ・令和7年3月31日時点で女性職員は日勤業務に従事していることから、休日・夜間手当等の支給がないため、男性職員の受給割合が高くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。